

# 学校関係者のみなさま、佐賀労働局では学生を対象とする労働法の出前講義を行っています（無料）

職場での様々なトラブル（長時間労働、パワーハラスメントなど）が原因で、労働者が退職を余儀なくされるケースが後を絶ちません。

これから社会へ出ていく学生などの若者が、職場でのトラブルに対処できるよう労働法の基礎知識を身に付けていただくことは非常に重要です。

そこで佐賀労働局では、若者を対象とした労働法の基礎的な知識の普及に取り組んでいます。労働法の基礎的な知識を身に付けていただくことで、トラブルを回避したり、トラブルの解決が可能となります。

是非、佐賀労働局が行う労働法の出前講義をご利用ください。

## ポイント①

知識と経験が豊富な佐賀労働局の職員を講師として派遣します。

## ポイント②

労働基準監督署などへの相談状況を踏まえ、トラブルになりやすい事項について、解説します。

（講義の内容）

労働契約時の注意点、最低賃金、労働時間、年次有給休暇、懲戒処分、パワーハラスメント、解雇など

### ～割増賃金を計算してみよう～

- 基本給が時給1,000円で、14時から24時までの1日9時間働いた場合のその日の賃金額は？
    - 通常の賃金は時給1,000円で、法定労働時間内（1日8時間）の労働は14時～23時、休憩は1時間  
1,000円×8時間＝8,000円
    - 深夜労働である22時～23時までの割増賃金  
1,000円×25%（0.25）×1時間＝250円
    - 深夜労働である23時～24時+時間外労働の割増賃金  
1,000円×150%（1.5）＝1,500円
 （答え）8,000円+250円+1,500円＝9,750円
  - 1日の所定労働時間が8時間、年間の所定休日が125日の会社で、基本給が月給200,000円、資格手当月10,000円、通勤手当月5,000円となっている。ある月に1日、8時から20時までの11時間、休日に働いた場合のその月の賃金額は？（時間外・深夜労働はない）
    - 1年間における月の平均所定労働時間  
（1年間の暦日数365日－年間所定休日数125日）×1日の所定労働時間8時間÷12か月＝160時間
    - 通常の賃金（1時間当たり）  
（基本給月200,000円+資格手当月10,000円）÷160＝1312.5円
    - 休日労働である8時～20時の割増賃金  
1312.5円×135%（1.35）（※1）×11時間※（※2）19,491円
 （答え）200,000円+10,000円+5,000円+19,491円＝234,491円
- ※1 休日労働の場合は、1日8時間を超えても割増率は35%のままです。  
※2 1か月の割増賃金の合計額に円未満の端数が出た場合は、小数点第一位で四捨五入します。

20

### （9）年次有給休暇①

- 年次有給休暇とは、労働者が賃金を得ながら労働日に休むことができる制度です（労基法第39条）。
- 条件を満たすと自動的に発生します。
  - 条件①：雇入日から継続して6か月間雇用されていること  
（最初の発生日以降は発生日から1年間雇用されていること）
  - 条件②：算定期間（入社日から6か月間、以降は付与基準日（発生日）から1年間）の出勤率が8割以上であること
- ★付与日を統一することは労基法による付与基準日を上回る限り（前倒しする限り）問題ありません。

正社員からパートに変更になった場合も継続勤務になります。

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

比例付与（週の所定労働日数が4日以下で週の所定労働時間が30時間未満）

週所定労働日数	1年間の所定労働日数						
	60日	146日	246日	346日	446日	546日	646日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日

アルバイトでも要件を満たせば取得可能！

32

## 申込方法

電話連絡の上、裏面の申込書をメール又は郵送にてお送りください。

【お問合せ・お申込み先】  
厚生労働省  
佐賀労働局 雇用環境・均等室  
TEL：0952-32-7218  
Mail：[41kokin@mhlw.go.jp](mailto:41kokin@mhlw.go.jp)

働くときのルールを知って、安心して働こう！



労働条件の明示・確認の実施促進用広報キャラクター（愛称「たしかめたん」）

## 申込時の留意事項

- 人数は概ね10人以上、時間は45分から90分程度でお願いします。
- 説明の際にパソコン、プロジェクターを使用しますので、機器の準備をお願いする場合があります。
- 講義で使用する資料は事前にデータで提供いたしますので、必要部数の印刷をお願いします。

(裏面)

**【申込方法】**

お申込みの際は、まず下記申込先までお電話にてご連絡いただき、日程調整後、本申込書に必要事項をご記入の上、メール又は郵送にてお送りください。

令和 年 月 日

**「労働法出前講義」申込書**

佐賀労働局 雇用環境・均等室長 あて

学 校 名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	
ご 担 当 者 の 職 名 ・ 氏 名	
メ ー ル ア ド レ ス	
希 望 日 時	令和 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分 講義時間 分
講 義 名 称 <small>(希望がなければ「労働法講義」とします。)</small>	
講 義 会 場	
参 加 予 定 者 数	名
参 加 対 象 者	対象学部・学科名 ( ) 4年生・3年生・2年生・1年生・全学年 (対象を○で囲んでください。)
講義内容に関する要望等	

**【お申込み先】**

佐賀労働局 雇用環境・均等室

TEL : 0952-32-7218

Mail : [41kokin@mhlw.go.jp](mailto:41kokin@mhlw.go.jp)